

同外五件（戸叶里子君紹介）（第一八三二号）

宇都宮市に勤務する国家公務員に寒冷地手当支給に関する請願外三件（森下國雄君紹介）（第一八三三号）

同外五件（高瀬傳君紹介）（第一八四六号）

同外四件（渡辺美智雄君紹介）（第一八四七号）

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二八号）（参議院送付）

○徳安委員長 これより会議を開きます。

臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を継続いたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。石橋政嗣君。

○石橋委員 先週若干お尋ねをしたわけでございますけれども、時間の制約を受けておりました関係もございまして、十分に意を尽くさない点がございまして、十分でございます。あらためて若干御質問してみたいと思っております。

この間私申し上げました問題点というのは、行政機構の改革は何のためにやるか、これはもう結局国民のための行政、すなわち行政サービスを上昇するためにやるんだということになると思うのですけれども、実際には、過去の幾多の経験の中からも、非常に難事業である。それではなぜこの行政機構の改革というものが簡単にできないか、いろいろの原因があるということを探求しつつお尋ねをしたわけでござ

います。それをそういう立場に立って考えてみますときに、何が重要かというところを考えた場合に、まず第一に、現在の場で申し上げますならば、臨時行政調査会自身が公正妥当な運営をやつて、国民の絶大な支持を得られるようになりつばな報告、答申をつくり上げるということですが、まず第一の条件でなくちゃならぬ、こう申し上げたわけですけれども、残念ながら現在までの行政調査会の作業を見てみると、必ずしも万全の運営をやつてきたとは思えない節があるわけでありまして。最近、新聞の社説にもそのことが指摘されておるわけでございますので、お説みになったと思ひますが、引用してみたいと思ひます。三月十六日の毎日新聞の社説に、こういふふう

に指摘がされております。今度半年延長しなくちゃならぬという理由に關連して述べられておるわけですが、このように、作業がおくれたことに對して社会党が指摘するように、調査会の運営にミスがあったことも率直に認めねばなるまい。七人委員会が、まず基本的態度を決定し、これに従つて各部会が作業を進めていたら、いまになつて調整に苦しむこともなかったであらう。こういふふう述べております。しかし、最終的には、「行政調査会はその期間延長がせつかく上程されているのだから、過去の運営のミスは反省するとして、行政改善を阻止しようとするあらゆる圧力に屈することなく、勇氣を持って行政改善実現の原動力としての役割を十分果たすことができるよう努力してもらいたい。」ということに結んでおるわけですが、この後段の「あらゆる圧力に屈することなく、勇

氣を持つて」というところにお互い注目したいわけなんです。現在そのような腹がまえが臨時行政調査会自体にあるかどうかという点で、多少私はこの間疑問を持ったわけでありまして。少なくとも一生懸命作業していただいているわけですが、それが形式化してはならないと思ひます。何といつても、ポイントはこの置かれなくちゃならないんじやないか。この圧力に屈しない、勇氣を持つてやるというかまえないところ、多大の国民の支持を獲得する力も出てこないんではないか、かやうに考えておるわけですが、そこで、これからいろいろお尋ねをするわけですが、そういう心がまえをひとつ腹に置いてお答えを願ひたいと考えております。

第二の問題点としてあげましたのが、結局行政機構改革を一番困難にしております最も大きな原因であるところの、官僚の抵抗を排除することができず、政府の熱意なりあるいは政治力というものが、はたして現在の池田内閣に期待できるのかどうかということ、これが一番根本問題でもあり、先週の質疑応答の中では、どうしても私どもが納得できない面がここに集中的にあるわけでありまして。はたして池田内閣に当初言明しておいたような熱意、そういうものが継続して現在維持されてきておるか。あるいはこの難事業をやりに遂げていくだけの政治力というものがあつたのか。そういうものがないとするならば、いかにいふに片手形、空文に墮してしまふ、このことを私どもは憂えておりますので、一つ一つ具

体的な例をあげて実はお尋ねをしてまいたわけでありまして。

そこで、なるべく先日と重複をしながら、また具体例をあげながら、はたして政府に熱意ありや、政治力ありやということをお明らかにしていきたいのでございまして、まず第一は、昨年の八月十三日に出された首都行政に關する意見の扱いでございます。臨時行政調査会としましては、この首都行政については、緊急な問題だといふので、一般の作業が終らないままにこの問題だけを抜き出して、早々に昨年の夏報告書を提出されたわけでありまして。ところが、これが出されたあと一体政府でどういふ作業が行なわれておるか、全く私ども見当もつかない。臨時行政調査会としては、首都行政の問題は緊急を要するのだからといふので、急いで結論を出して、早々と内閣に出した。ところが、内閣のほうは、それをもらつて、何か行政改革本部かなにかをつくらただけで、あとはたな上げしてしまつておるのじやないだらうか、こういう感じを受けるわけですが、もしこれが前例となりますならば、おおよそ今後の動きも予想がつくわけなんです。この出された報告を受けてどういふふうに行つておるのか。今国会に法案を提出される予定もないようでございます。臨調のほうでまだ作業中のものについては出そうという動きがあるが、実際に結論が出たものについてははおおかふりという、こういふことが出ておるような印象を受けておるのでございますが、この報告書についてどういふ扱いをなさつてお

るのか、行政管理庁の長官からひとつ御説明を願ひたいと思ひます。

○山村國務大臣 首都圏の行政改革につきましても御意見につきましては、行政改革本部をつくりまして、不敏ではございますが、私がその長となりまして、検討を進めております。現在までに大体六回の検討をいたしてございまして、熱心にこの答申を尊重するたてまえから、政府といたしましてこの問題に取り組んでおる次第でございます。たまたまこの初めての答申の検討でございますので、いろいろ政府部内におきまして意見がございまして、特に後段出てまいりますところの、これからのいただきまする総合調整の問題との関連等もございまして、これは、実はまだ結論が出ておりません。これは、まことに申しわけないと思ひておる次第でございます。しかし、実は明日、もう一べんこの首都圏の問題の取り扱いにつきましての行革本部の会議を開く予定になっております。この明日の会議におきまして、一応この首都圏問題につきましての取り扱いをどうするといふような結論を結びたいつもりでございますが、しかし、ちょうど先ほど申しましたように、この臨調からこれからのいただきまする答申との関係もございまして、ご意見の一致を見ない内容の一点でございます。それらの点ともにも合わせまして、ひとつ十分に検討をいたしたいという態度でただいまおる次第でございます。

○石橋委員 この報告書の中において述べられております点で、私どもも納得できる面が非常に多いわけですが、根本的には現在の首都、これは人口、

産業の集中拡大に伴う社会、経済の急激な変化に原因があるが、特に政治、経済、文化の中枢的管理機能が集中しているという首都たる特性に起因しているものである。他方、この構造的な変化によって必要とされる諸種の行政需要の拡大にもかかわらず、この解決の任に当たるべき行政主体は弱体であり、また制度面においても不備、欠陥があると考えられる」という点については、このとおりだと思ふのです。このような事案の上に立つて勧告が出されているわけですが、機構の問題として、首都圏庁を総理府の中に設けるとか、あるいは評議会を付置するとか、この評議会運営の効率化をはかるために、評議会の内部に常任委員会を設けるとかという具体的な勧告が出されておるわけでございますけれども、いまの大臣のお答えによりますと、その他の臨時行政調査会の報告を待つてやるのが妥当と思われたいというふうな返事に聞かされたわけでございますが、そうなりますと、臨時自体が、首都圏の行政についてはこれは緊急性があるといつて先にやったことは、意味がないというところにも聞かされるわけなんです、その点はいかがですか。

○山村国務大臣 私申し上げたことが、何かあとの問題についての答申が出ないうちはできないというふうな結論に聞かされたら、この点はひとつ多少訂正していただきたいのでございますが、現在の問題につきましても、何しろこういう重要問題についての、政府にとりましては初めての討議でございますので、いろいろと意見がありますことは当然でございます。したがって、その調整に手間をとつて

おるといふのが偽らざる実態でございます。ただ、このあとの全部の御答申を得てからという御意見もあるということをつけ加えて申し上げた次第でございます。

○石橋委員 この答申の扱いにつきましましては、行政改革本部の中で非常に批判的な声がある。今度の国会提出が見送られておるのも、そういう批判的な見解を十分に聞いた上での措置であるというふうな報道が一般的になされておるわけでございますけれども、そういうことはいいわけですか。

○山村国務大臣 これだけの大問題でございますので、いろいろの御意見のあるのは当然のことじゃないかと思ひます。したがって、特に臨時の臨時委員長のお願いを願ひまして、行革本部といたしましては、十分意見を伺ひながら調整もいたしておる段階でございます。

○石橋委員 この間私提示しなかつた問題として、一ついま出したわけでございますけれども、昨年の夏の臨時行政調査会が緊急と判断して切り離して出されたこの答申の行くえというものは、非常にあいまいになつておるわけなんです。これが何か臨時行政調査会の将来の答申の行くえも占つておるのか、ごとき感を与えておるわけですが、一つの事例としてあげておきたいと思ひます。

それから次は、この間ちょっと申し上げましたが、目下本委員会に付託されております法案、各省設置法の中で、新設、昇格その他を含めて、八局三都の構想が提示されておるわけですが、これは緊急やむを得ないものではないか、うがなから出したんだと行管の長

官はおつしやつたんですけれども、どう見ても私も緊急性というものを納得できない面があります。一つ一つお聞きしたいのでございますが、時間の関係もございまして、代表的なものをあげてみたいと思ふのですが、あと半年たてば臨時行政調査会の最終的な作業が終つたというときに、いまこれを昇格させなければならぬのかどうかという点で疑問を持たれるものの代表として、二、三お尋ねしてみたいのですけれども、たとえば厚生省の国立公園部、この部を局に昇格させる、こういうのですが、はたしてそれほどの緊急性があるのか、私には納得できません。

試みに、現在国立公園部として局になっている、と言つておられますこの部門において、どの程度の仕事を持つておるのかというところをお聞きしてみたいと思ふのです。その規模を、人員についていふところですが、あるいは予算についていふところですが、緊急に局にしなければ行政面で支障を来すと厚生省が言つておるのではありませんか、一体これを行政管理局として納得した理由をまずお尋ねをしてみたいと思ふのです。

○山村国務大臣 新しい局並びに部の規定にあたりましては、先般申し上げましたように、政府といたしまして緊急な、やむを得ないものにつきましましての新しい局、部を認めた次第でございまして、そのうちの具体的な例として国立公園の問題についてのお尋ねがございまして、これは私もいろいろ御要望があるいはまた過去のいきさつ等を検討いたしましたところ、たまたま運輸省にございまして、この国際観光局と最初と同じ立場であつたやうでございます。ところが、この国際観光

局の関係が、一応議員立法の形におきまして局に昇格いたしました関係もございまして、私としての政治判断からいたしますときに、やはり日本の国立公園を管理する役所というものが、このオリンピックを控へましてある程度まで権威あるものにあらしめたという政治的配慮のもとに、実は最後にこれを私は決定いたしました次第でございます。

なお、局の内容につきましては、事務当局から御説明申し上げます。

○石川政府委員 ただいま御指摘いただきました国立公園の昇格問題につきましては、現状は、御承知のごとく厚生本省の大臣官房に国立公園部として、部長のもとに三課がございまして、その陣容は二百五名でございます。厚生省の全部の局の人員を調べてみますと、援護局の四百七十二名以下、これは一番多いのでございますが、年金局は六十二名、児童局は七十一名、その他大體百数十名の陣容をもつて構成されておるのでございますが、現在の所掌事務は、御承知のように新設御苑をはじめ、直接厚生省が出先をそれ管理する責任の機関を設けておるほか、厚生行政を主としていたしまして、全国各地にはうまいとして起こつております国立公園あるいは国立公園の地域指定、それに伴う諸般の手当て等が最も重要な仕事でございまして、その指定区域内における施設整備とともに、各般の国民の厚生行政の具体策を推進しておるのでございますが、これ自体の業務は、現状におきましては大臣官房の一部としてすてにやつておることでございますので、緊急性と申す点はあるいはいろいろ議論をする余地がある

ろうかと存するのでありますが、官房全員の陣容が一千三百二名でございまして、この中における二百五名の国立公園部は、本来厚生大臣の最も中枢の総合調整、調査、企画、立案の中枢センターたる官房機能の中にいつまでも置いておくことがはたしていいものかどうか。厚生行政全般を見ますと、社会制度の一大改革が企図せられて、過去数年におきましてはいろいろそれが具体的に実施されておるのみならず、さらに今後とも社会制度の問題としては、行政として多くの企画、立案すべきものを持つておるうちに存するのでございます。そのような意味におきまして、官房よりこの一部を分離いたしまして、その意味における官房の強化をはかるということは、重要な判断の一つと心得たのでございます。むしろ前段の国立公園局の機能の緊急性よりは、間接に官房を強化する、こういうところに置いてこの案を認めた次第でございます。

○石橋委員 いまの説明だけでもわかんと思ふのです。この国立公園部を局に昇格する緊急性などというものは、ほとんどありません。単なる機構内部の、そういう官房の強化なんというわけのほうにねらいがある。いまうきをこの局に昇格しなければならぬい何ものも、私にはないと思ふのです。現実に、オリンピックを控へて観光面をもう少し強化したいというのであるならば、これは運輸省の問題でありますし、いま御説明の中にもありましたように、国立公園の指定とか、国立公園の指定だとかいうような程度のもので、局でやらなければならぬい何ものもないわけなんです。国立公園部といひ、

ますが、実は、これは正式の会合ではございませぬけれども、三、四の大臣から、いろいろおれのほうでも反対はあるけれども、太田君があれだけの案を出してくれたことについて、まだ正式の省議にははかっておらないけれども、大筋としていいじゃないかというように、大臣からの私的なお話のあったこともつけ加えておく次第でございます。

○石橋委員 井原次長から御説明があったように、ほとんど全部反対なんです。わずかに賛成した分が二割程度あるようですが、それは機構の拡大膨張をもたす部分だけなんです。かりそめにも現状を改革するような案については、一切反対なんです。これはいまの説明でも裏づけられているわけですが、これが官僚の本質ですよ。それだけにたいへんな仕事なんです。なまやさしい心がまえ、気がまえ、そういうものでは、行政機構改革などというものは絶対に成功おぼつかない。一つには、私たちが国会にも責任がございす。少なくともわれわれが、この官僚機構の温存に加担するような動きを示したならば、これはもう絶対に機構の改革などというのは口頭禪に終わると思うのです。これは委員長にも要望しておきたいと思うのですが、われわれのき然たる心がまえを示すために、今度出されておる八局の新設、昇格などというものをフリーパスするということのような姿勢は、おとりになるべきじゃないと思う。き然とした態度で、ほんとうに緊急性があるかどうかという判断の上に立ってチェックをするくらいのかまえが、今度の機会で示されておらなければ、私は実行し得ないと考えております。

ております。それと同時に、今後報告、答申が出されてきたならば、これを受けるために衆参両院でどういふような体制をとるかというところにつきましても、お互いに真剣に考えておかなければいけないんじゃないかというふうに思っております。

ところでまた政府のほうに移るわけですが、この間もちょっとお伺いしたのでございますけれども、最終的な報告が出されてくる段階において、この受け入れ体制としてどういふものを考えておられるのか。この間、夏に出された首都圏行政に關しての受け入れ体制としてつくられた行政改革本部、これでお茶を濁していくつもりであるか。それとも、もっと強力なものを内閣の中につくろうという構想を担当の大臣としてお持ちなのかどうか。この辺も伺いしておきたいと思ひます。

○山村国務大臣 石橋委員御指摘のように、行政改革という仕事は、なかなか容易な仕事でないことは、全く同感でございます。したがって、この答申、特に全般的の答申をいただいた際におきましては、これはほんとうに内閣が相対の決意を持ってこれに臨まなければ、この答申を全面的に実現する段階に至ることは、なかなかむずかしいのじゃないかと考えております。実は私も、先般首都圏の問題をちよだいいたしましてから、行革本部長として、各省の事務次官レベルを一応部下にたしましてこの問題に取り組んでおりますが、お説のごとく、官僚機構のなかなか牢固として抜くべからざるこの力は、ほんとうに石橋君と全く同じ感じを抱いております。しかし、少なくともこれだけの国会の御承認の

とに、りっぱな臨調の答申をいただきたい以上におきましては、どうしてもこの臨調の答申のなるべく多くを實現させることこそ、政府といたしまして、実は国民に対するところの責務であると思ひます。したがって、首都圏の問題だけでも、事務次官レベルの段階における問題はすでに終りを来たとおると思ひますので、これから閣僚段階におけるところの問題に取り上げてまいりましょう。全般的な問題が出てまいりました場合に、おきましては、より以上強力な体制におきまして、この問題に取り組まなくてはならないということを感じておる次第でございます。

○石橋委員 行政機構の改革をやるという段階において、官僚機構のトップにおる事務次官クラスが中心になつて、一体何ができるかというところで、現在のうちに、閣僚自身が官僚の代弁者に成り下がっておるようなことであつては、閣僚クラスで構成したって、意味がないと言へるかもしれません。しかし、やはり国務大臣たる任務を忘れないでやろうという大臣だつておるはずですから、またそういうふうな心がまえを持たなければ、こんなものをつくつたこと自体が意味がないわけなんです。最初から当てにならないような官僚機構のトップクラス、事務次官クラスにこの問題を投げかけて、そして処理をまかせるといふ無責任な態度でなくて、国務大臣自身が相当の決意をして中心となるという体制をつくらなければ、形だけでやる気なしという判断を下されてもやむを得ないと思うのです。そういう点で、私はいま大臣

がおつしやつたように、少なくとも閣僚段階でこれを受け入れるという機構を早急に考えていただきたいと思ひますので、再度お尋ねをいたしたいと思ひます。

○山村国務大臣 いろいろ行政改革に對するところの御熱意の結果といたしましての御意見、まことにありがたうございす。ただいまの御意見には私も同感の点がございすので、十分に善処いたしたいと存じます。

○石橋委員 そこで今度は臨時行政調査会の側にお尋ねをいたしたいのであります。この報告という形になるのですか、答申になるのですか、最終的にこれを出される場合には、内閣総理大臣に報告するということだけにとどまらず、設置法に規定されておるよう、国会にも報告するように入力されるつもりでございすのでよろしく。

○佐藤説明員 御指摘のとおり、委員の大部分の意向は、私はさうだろうと思ひます。何と申しますか、意見がきまりまして、総理に報告すると同時に、これは国会にぜひ報告してもらいたいという要望をつけるだろうと私は信じております。

○石橋委員 ぜひそういう形にしたいだきたいと思ひます。総理大臣に報告するだけではなく、設置法で規定されておるわけでございますから、総理大臣を通じて国会に直接報告する形をとられることが望ましいと思つております。

ところで本論に入りたいと思ひます。先週問題になりました国家行政組織法の一部改正と防衛庁の昇格についてであります。いまいろいろと大臣と私との質疑応答をお聞きになつてお

て、臨時行政調査会の責任者としての佐藤会長にもいろいろ感ありと思ひわけでございますが、実際に現在の池田内閣に、行政機構に取り組む意欲がいまだに残つておるのかどうかという点で、多少の御懸念をお持ちになつてゐるんじゃないかと思ひます。これは私の主観ではございせん。一般の世論の中にも、そういう危惧が非常に強く出てきておるわけなんです。これもまた最近の朝日新聞の社説を引用してみたいと思ひますが、三月二十九日に出てお

ります。ちよつと読んでみますが、「社会党の反対理由として伝えられる中に、臨時行政調査会の答申が出されようとする直前になつて、政府が防衛庁の昇格案をはじめ、各種の機構改革案をこの国会に提出、あるいは提出しようとしてゐるのは、行政改革に關する同調査会の答申を尊重する態度とはいへないから、調査会の延長はもはや無意味である、といつてゐる点は、考えさせられるものがある。」こゝろに社説でいつておられます。「多額の国費をついやし、民間の衆知や要望をとり入れた行政調査会の改革案が、もし政府、各省によつて尊重せられないとするならば、全くの精力の浪費にすぎなくなつてしまふ。現在起つてゐる問題でも、例えば防衛庁の昇格案については、そのイニシアチブをとつたのは、与党の政調会の国防部会であつて、内閣自体はこの法案の引起す波紋を警戒して容易に首を縦にふらなかつたが、結局与党内一部の強硬論に押切られたという格好である。いくら行政機構だけ改革しようとしてみても、党と内閣とを一本に統率してゆくりが欠けてゐては、政治の

てゐる方もありはしないか、こう考へております。

○石橋委員　先ほどの行政管理庁長官の答弁の中に、国家行政組織法の改正についても、もし今国会に提案するたゝめには、臨時行政調査会に相談をしたいというおことばがございました。それから先週の総理の答弁の中には、この防衛庁昇格の法案が、政府部内においてまとまつて、これまた国会に提出しようという段階になれば、臨時行政調査会に御相談をするということの答弁がございました。そうしますと、少なくともいいますで、国会に出されております局の新設や昇格の問題は、もうわれわれのほうに回つてきてお

るわけですが、これから出そうというふうに政府の中で考えております問題の中で重要と思われることについては、臨時行政調査会に相談をするということを経理なり担当の大臣がおっしゃっておるわけでございますけれども、相談をかけられた場合には、七人委員会のほうで、従来の専門部会で検討を加えて七人委員会に上げられたものとあわせて、慎重に御審議をされるつもりであるかどうか、その辺の扱い方についてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○佐藤説明員　いま御指摘のとおり、仮定のようであります、もし政府のほうからこの問題はどうか考えるかというふうに御照会があれば、もちろん委員会においてこれを慎重に審議するということとは、当然だろうと思ひます。

○石橋委員　それでは長官にお尋ねをしておきたいと思うのですが、以上の問題については臨時行政調査会に相談

をする、臨時行政調査会では相談があった。そこを信頼しておたわけです。ところが、長官がおかわりになりました。前回、きょうと石橋委員の指摘されたような問題がたぐさん出てまいります。さかのぼってこの行管を設立した当時の申し合せとか、附帯事項とか、いろいろ議論の内容といふものをもう一べん振り返って考えていただかないと、実施する段階になっていろいろ問題が出ようかと思ひますので、前回の川島長官がいろいろ述べられた点で重要と思ふものをこれから申し上げ、それを確認していただけるのか、それとも大臣がかわつたので考え方が違ふのか、その点をいささか明らかにする必要があるかと思ひます。

委員会との間で重ねられてまいりました。そのほかに一番私ども心配しておつたのは、行政改革が公務員の首切りを前提とし、そういう先入観で事を運ばれたら、これはとてもやれない、その点のほつきりした保障を長官の口からいただきたといふことで、私どもずいぶんこの点はしつこくいらいに粘つたのであります。ところが長官ははつきりと、決して首切りを前提としておらない、これはもう何度も言われておるのであります。ただ、行政のアンバランスといふものがあり、行政の実態をあらゆる角度からとらえておくといふことは、私ども党としても考へるべきことで、そのことについては異存がないわけです。そういう意味で、それではもし公務員が余つた、多いといふ事実があつたならば、それをどうするか。長官も、この点では自分も考へておらないといふことで、私どもは具体案を出したのでございます。といふのは、もしかりに公務員が多いといふふうな結論がなつても、いま時代の置かれてある時間短縮、七時間勤務といふようなものを考へられないのか、そこまで考へに入れば、政府もその気であるといふならば、これは首切りでない保障であるから、私どもこれに賛成しよう。長官はそのとき——ここに速記録も持つてまいりましたが、大事なところでありまして、ちよつとその部分だけ読んでみたいと思ひます。いろいろありますが、最後のほうでこう言われておるのであります。「勤務時間を七時間にすることをどうか」といふことは、これは重大問題でありまして、ひとり公務員だけでなしに、一般経済界とも関連する問題でありまして、軽々に私がここで申し上げるわけ

にいかないのですけれども、非常に貴重な御意見ですから、御意見を調査会に取り次いで、一つ検討してもらふといふことをこの前申し上げてあります。また、そのつもりであります。「行政調査会にはこの問題も含めて検討させる、こういうことであります。この前の質問のときは、私は時差出勤の問題とかいろいろ意見は申し上げましたが、こういうことで公務員の首切りは絶対前提でない、そういう回答があつたわけです。ところが、いよいよこの審議会が設立しまして初会合のときに、佐藤会長は、これは御存じなかつたと思ひますけれども、首切りの問題をお話しになった。そのために新聞は大きな活字を使ってじゃんじゃん書いた。それで私もとじては、話が違ふではないか、そういうことで長官と話し合ひをしました。ところが、私どもの主張をそのまま佐藤会長には取り次がなかつたことも一つ、それから佐藤会長の御話も、新聞に書かれたようなものでもなかつたやうな回答があつたわけですね。それで、この点は十分に連絡をとつて、会長にそういう先入観でこの作業を進めては行かない、そういうことは申しますといふことを強く主張されておるのであります。それで私どももその点を了解いたしました。ところが、この臨時行政調査会の現況といふか、中間報告ですが、これを一通りずつと目を通してみまいたが、この問題については触れておらないのであります。一休会長は、いま申しました前の長官の公務員の過剰定員について、どうお考えになつておるのか、話し合ひを当時どういふうに理解されておるのか、今後この問

題をどうされるのか、この点については会長と長官とのお二人の御答弁をいただきたいと思ひます。

○山村国務大臣 前長官の川島大臣のあとを受けまして、不敏でございますが、行管の長官の職をいたします私といひましたは、力はどうてい川島先生に及ばせませんけれども、この行政改革の熱意につきましては、ぜひとも川島長官の熱意をそのまま受け継いでまいりまして、今後とも進めてまいりたいと存する次第でございます。なお、したがって、この前の国会におきまして川島大臣が当委員会におきまして述べられた問題につきましては、私も速記録を拝見いたしておりました。その御意見には全面的に賛意を表する次第でございます。

○佐藤説明員 委員会発足のときに——ちよつとこれで三年と先ほどおつたやうな運に相なることと思ひます。私どももいたしましては、その相談をいたしまして結果に基づきまして善処いたしたいつもりでございます。

○石橋委員 一応私の辺で質疑を終りまして、あと山内委員のほうから続けてやつていただきます。

○徳安委員 山内広君。

○山内委員 三年間の長い間、この困難な問題に取り組まれた臨時行政調査会の努力に対しては、私も敬意を払いたいと思ひます。あと六カ月で最終結論が出るという段階であります。また、作業もいろいろ非常に広範なものでありますから、できればりっぱな実を結ぶことに協力するには、私どももちよんやぶさかではないわけです。ぜひそういうふうにしていただきたいと思ひます。

ただ、佐藤会長にこの委員会に来ていただいたかたつたままの経過が、だいたあるわけですね。しかし、自主性を認めて、中に行管の長官がお入りになつて、いろいろ話し合ひはこの内閣

第一類第一号 内閣委員会記録第十六号 昭和三十三年三月三十一日

れるに至った経過と趣旨、並びに国会の附帯決議を尊重し、設置法に従って運営することとする、そういうふうにならねばならぬ、御答申をいたしてあります。

○山内委員 答弁は幾分用意されてきた答弁のようであり、それからその後はありますが、いまの会長のお話の中で、かりに首切りがあつても、当時の経済情勢からは消化できるという見通しに立つて発言されたというお話しですが、どうもそうなりますと、一貫性を欠くようで、あるいは景気がよくなつて公務員の吸収力もあるとなれば、やはり無視される心配も出てくるわけですから、特に会長さんにお願ひしておきたいことは、政府の側としては、答申は答申なのだ、それをやるかやらないかはこつちだというふうな、そういうニュアンスのお話しも実はあつたわけですが、しかし、川島さんは、あくまでもそれを尊重し、あくまでも実行するといふたてで、この委員会でも説明があつたわけですが、そういう意味で、あなたの方では首切り案でないものを出したにしても、政府がやろうと思えばやることもあるでしょうし、逆にあなたの方では首切り案でないといつても、こつちの方ではやろうと思えば、その関係というものは、実は答弁の中から表裏一体になつたような強い連帯性というものがあつたのではないのです。特に今度、ことしの九月でもつてあなたの方の臨時行政調査会がなくなると、これはどういふ機構で、具体的にどうしてこれを実行させる機会を残すかは、また長官に具体的なものをあつたか、また長官に具体的なものをあつたか、ねえ、私ども非常にこの点を心配

しておるわけです。もう一ぺん会長の御答弁をいただきます。

○佐藤説明員 全会一致ということに委員会の運営は原則としてやることになつておりますので、重要な問題について全会一致を必要とするものを、まずお考えをお願いしたいと思います。

それからまた、いま首切りというふうなお話でございますが、一応は配置転換程度のことには必要が起るのじゃないかというふうなことを、委員の間で非公式に話が出たことはある。それ以上のことには、どの委員もあまりお考えになつていないと私は思います。

○山内委員 行政のアンバランスを正すのだから、私も、ある場合には人員の調整というものは生じてくると思ひます。しかし、その事態になりましたら、またこれは政府は、具体的に公務員に不測の不利益を及ぼさないような措置は、十分お考えいただけたらと思ひます。

ただ、さつきもちょっと触れてお聞きしましたが、九月一ぱいで任務を終わつてこの臨時行政調査会がなくなつて、あとのこれを実施するところの強力な機構と申しますか、長官の決意はわかりまされども、それを具体的にどういふ形で残すのか。たとえばこの報告書が、先ほど石橋さんの質問に答えて、国会にも報告されます。次々と今度はこの報告に基づいてあなたのほうで提案されてくる場合に、私どもいろいろこの答申と照らし合わせて意見も言わなければならぬ。そういうときには、もう調査会はなくならぬのだ、あれはあとのときの答申で終わらぬのだ、ということになりますと、またこれ力を入れておられると思ひます。その具体的な

な九月以降の措置についてお聞きしたいと思ひます。

○山村国務大臣 九月に臨時の任期が終えまして、りっぱな答申をいただきました。先ほど石橋委員にお答えしたようになつてもうございまして、相当の決意をもつてこの問題に前向きな姿勢をもつて取り組むつもりでございます。

特に山内委員からいただいた貴重な御意見が聞かれたのでございまして、が、せつかく臨調の皆さま方が一生懸命になつて御研究なさりましたこの成果というものは、国民の方々もこれを相当重要視いたしておると思ひますので、この貴重な御意見を一応臨調が解散したあとにおいて政府としてどういふような扱いにいたして、あるいは今後御意見を聞いたり、またいろいろな調査資料を整えたりするかどうかという問題は、非常に大事な問題でございまして、これはひとつ十分検討いたしたいと思ひます。

ただ、臨調の内部におきましても、漏れ承るところによりましますと、市民委員会のようないふ形において、この行政改革の推進のあり方についての見守り方をすると、御意見等もあるといふことを聞いておりますが、いずれにいたしましても、これは一般国民の間の盛り上がる形においてできることと思ひますが、政府としても、この問題につきましましては、十分今後検討いたしたいと思ひます。

○山内委員 それじゃ質問もまだ若干は残つておりますけれども、もうきょうは年度最後の日でありましますから、きょうはこれで終わつておきたいと思ひます。

○徳安委員長 村山喜二君。

○村山(喜)委員 私は、この際、内閣が今日まで国家行政組織法に基づきまして、それぞれの審議会なりあるいは調査会等をつくらせておるわけでありましますが、その基本的な考え方についてお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

政府の発表いたしました数字によりましますと、現在審議会なり調査会は、二百九十という数を数えておるようでありまします。これはいづれも法律に基づくものであるという説明でありましますが、この三十九年度の今回の国会開会中に、さらに新たな審議会なり調査会を設けるといふ法律案等が出ておりますが、その数は幾つになるのか、お尋ねをいたします。

○石川政府委員 お答えいたします。国家行政組織法第八條の付属機関としての審議会等は、本年は新設の要求が十二でございましたが、これに對しまして査定をいたしましたのは六でございまして。このほか、一部期間の延長その他変更を求めてまいつたのが十、廃止を要求してまいつたのが十二でございまして。

○村山(喜)委員 そういたしますと、今度もしつての法案が通過するといふことになりましますと、二百九十六といふことになりましますか。

○石川政府委員 廃止の十二がございまして、差し引き二百八十四となる予定です。○村山(喜)委員 これはいづれも八条に基づくとこの審議会なり調査会でありましますが、これに基づかないものが幾つあるか、その点について説明願ひたい。

○石川政府委員 その点につきまして、実は参議院の内閣委員会におかれまして、法に基づかない根拠をもつて運営されておるものの実情についての御尋ねがございましたので、すでに一カ月前以前に各省庁に連絡をいたしまして、そういうものを全部にわたつて調査中でございますが、ただいまで法に根拠した二百九十のものについては出てまいつておりますが、その他のものにつきましては、なお目下集計調査中でございます。そのうち結論が出ると存じております。

○村山(喜)委員 私がここに持つておるものは、これは二月の二十四日現在の審議会等の調べでありましますが、その内容を見てみますと、法に基づかないものが、閣議了解事項という形で行なわれておるようでありまします。とするならば、この閣議了解事項のもとに設けられた審議会は、一体どういふところに根拠があるのか。これは国家行政組織法の第八條に違反をするものではないか、こういふふうには私には見ておるわけでありまします。それについて、行政管理局長官はどういふふうにおられるのかを承りたい。

○山村国務大臣 審議会の問題につきましては、あくまでもこれは国家行政組織法八條に基づいた法律の根拠がなされておると存する次第でございまして。御指摘は、他の懇談会のような形のものについての問題だろと思ひますが、この点は、実はいままでの当委員会におきましてもたびたび問題になつた点のようございまして、政府としても十分注意をいたしておるが、あくまでもこの懇談会のように

な形のもの、いわゆるこれは会員の
方々の個々の意見を聞くという形にお
きまして懇談会をいたしておるのが実
情でございます。

○村山(喜)委員 個々の意見を聞くた
めに、そういうような審議会なりある
いは調査会というものがつくられるわ
けです。それはそういうような意見
をお持ちの方の意見を十分に取入れて
いこうということから発足をしたわけ
ですから、当然国家行政組織法の第八
条によって、それ以外にはあり得ない
というものが外部的には正しいのでは
ないですか。内部的には、行政の調整
的、そういう意味においては、そのよ
うな連絡調整的な機能を果たすもの
があることは否定はいたしません。しか
しながら、外部の人たちをどういうの
に入れていくという考え方は、それは
やはり国家行政組織法の第八条によら
なければおかしいということになる
と思うのですが、その点については、い
ままで参議院においてはそういうよう
な説明がなされておる。ところが、い
まの話を聞きますと、それは自由にで
きるような印象を与えておるのですが、
その点再度お尋ねいたします。

○山村国務大臣 この問題につきまし
ては、先般の参議院の委員会におきま
してもだいたい問題になりましたので、
政府といたしましての統一見解をいた
しました。要するに、懇談会等におき
ましては、一つの会としての意思決定
をしない、これが大体の主軸でござい
ます。なお詳しいことにつきましては
は、事務局から御説明申し上げます。

○石川政府委員 この問題につきまし
ては、参議院の内閣委員会におきまし

てはしばしば論議されたいきさつは御承
知のことと存じ上げますが、その間
に、ただいま御指摘の八条付属機関と
しての審議会等を種類別に検討いたし
ますと、あるいは資格審査的なもの、必
要の経由機関としての審議会等は、大
部分法の根拠で設立せられておるよう
に思ふのであります。問題になりま
すのは、一定の範囲の学識経験者その
他を集めて、行政運営の必要上参
考にすべく個々の参集者の意見を尋ね
て運営する、こういうものにつきまし
ては、ただいま御指摘のような法の根
拠をもつて設立をすべきものと、ある
いは任意に、その必要なものという
ボーダー・ラインの議論が、しばしば
繰り返されたのでございます。かつま
たその結果、あるいは廃止をいたし、
あるいはまた根拠を法に求めまして設
置法その他に切りかえた事例も、過去
十年間くらいにはその議論のつどござ
います。その結果、政府が行政管
理に並びに法制局で統一解釈として確定
いたしました見解は、大体さうな形
態の審議会等といわゆる懇談会とい
うものを二つに分けて考えまして、個
々の法の根拠を要するものとしては、そ
れらの参集者が、個々の意見にあらず
して、当該機関としての意思を決定す
るものであることが一つ、並びに国家
行政組織法の示しますような行政管
理の所掌事務と権限につきまして明確な
範囲のものが規定せられておるこ
と、この二つの条件を備えて、実質的
な行政機関としての実体を持つものに
ついては、当然組織法八条に基づく法
的措置を要するが、しからざるいわゆ
る懇談会程度は、平易に運営すること
を許容されるのであらう、こういうこ

とに到達いたしておるわけでございます
。今日まで、先ほど申しましたよう
な実態調査を行ないました中で、なお
多少疑問のあるものにつきましては、
自主的に相当整理をなさった省もござ
います。今後、そういう政府の一
応定められた見解に基づきまして、十
分に行管としては検討いたしてまい
る所存でございます。

○村山(喜)委員 行政管理局は、やは
り法律にしたがって忠実に仕事をやっ
ていたかなければ困ると思ふんです
。そういうような必要性があるがゆ
えに設けられる場合には、当然組織法
に基づいて国会に対して要請をすべき
であつて、それを懇談会というよう
な、個人的な責任がどこにあるの
かわからないような形の中で運営
をされ、しかも三十四国会において、
二百五十六もそういうような法律
に基づく審議会なり調査会があつた。
それに対して、これは縮小すべきであ
るということが満場一致で決議され
た。この決議がされておるにもかかわ
らず、今日においてなお二百八十四も
そういうようなものが拡大をしてく
てゐる。しかもその内容を調べてみま
すと、一人の委員で四十五の委員を兼
ねてゐるのかというのを調べてみま
すと、二十五ぐらいは無数にあると
いってもいいぐらいです。そして一年
の間に一回も会合を開かない審議会、
調査会もある。しかもそのひどい委員
の例になりますと、五十回ぐらいの開
会のうちに、出席したのはわずか二
回ないし三回という例がある。一人の
人がそういうような各種委員を四十五
も、あるいは二十五も兼ねて、そして

政調査会のはりではいろいろ検討をさ
れてゐるようでありますが、こういう
実態にあるということを考えますとき
に、これは行政のいわゆる国民に対す
る隠れみのの存在しか果たしてない
ような実情に相なつてゐる。民主的に
行政を進めようという、そういう言
ひの隠れみのになつてゐるという実態
がすでに出てきてゐる。こういうこと
ろに国費を浪費していくような姿は正
しいものではないと考へてゐるわけ
ですが、これに対する会長の御意見も
伺ひたいと思ふ。

○山村国務大臣 行政管理局が国家行
政組織法の八条に対しても忠実なこれ
に対する監視をしなければならぬとい
うことにつきましては、お説のと
おりでございます。たまたま各種の委員
会におきまして、いろいろ兼任者が多
いという御指摘がございましたが、こ
れは実際問題といたしまして、たとえ
ば新聞界代表なら新聞界代表から選ぶ
ということになれば、どうしてもその
新聞界から同じ人が出てくるという場
合もありますし、あるいは農業界代表
といふことになりましたと、その会長
さんが出てくる傾向が多いというよう
なこともございまして、重複しておつた
傾向もございまして、しかし、この点
はたびたび当委員会におきましても御指
摘があつたり、その他の国会の委員会
においても御指摘がございましたので、
十分注意をいたしておりまして、
だいたい最近では減つてまいつておりま
す。特に、行管としては、あまりに兼
務の多い委員の方々の問題、並びに名
前だけ出して実際は出てこない委員の
方々の問題につきましては、積極的に
整理を行なつておりまして、最近その

整理がたいはかどつておる現況でございます。

なお、人つくり懇談会等の問題に關連しての御意見であります。行政をやつてまいりますと、どうしてもいろいろと打ち合わせをしなければならぬという場面が多分出てくるようでありま。すなわち、先ほど問題になりました国家行政組織法の問題につきましても、与党内並びに政府の一部におきましての改革の意見というものが、実際問題としていたしましての必要性から生じた意見であると思ふことができると思ふのでございます。しかし、実際は法律がござります以上は、この行政組織法の八条を守らなければなりません。たまたまこの人つくり懇談会の問題等は、総理が個人的に一般学識経験者の御意見を聞くという形でやっておる次第でございますが、その他のまじらわしい問題につきましては、皆さま方の御指摘になりました非常にまじらわしい問題はなるべく避けようという方針のもとに、各省におきましては、大体これを整理いたしておるのが現状でございます。

○佐藤説明員 私にも御質問があつたと存じますので、お答え申し上げますが、委員会のほうで部会の方にこの審議会、調査会等につきまして実態調査をやらせまして、いま御指摘があつたように、兼任しておる人が非常に多いじゃないかということや、一向に開かれないものがあるじゃないかというようないろいろな問題についての実態調査をすつとやっております。はたして今後必要欠くべからざるものだけにどうしたら限定できるか、要らなくなった場合にどうしたら手とり早く

それが廃止できるか、そういうような基準をどういうふうにしていったらいいだろうかというふうな面で、目下検討中でございます。

○村山(憲)委員 総理府だけでも、四十五もそういうような法律に基づく審議会、調査会があるのです。これの出席の状況を調べたのをご存じです。私は、具体的にその内容を、個人的な名前を申し上げるようなことはいたしません。が、いま申し上げましたような状況にあることだけは事実であります。だから、これを早く是正しなければ、何のために審議会なり調査会を設けるかということにも発展をしてみたい。す。だから、この点は善処方を要望申し上げておきたいと思ひますが、ここでお尋ねをいたしたいのは、昨年の十二月二十六日に総会が開かれて、第九次の地方制度調査会の答申がなされました。これは三十九年の一月十三日に任期満了ということになっておりますが、この調査会のいわゆる答申の内容を見ても、そこには住民参加の原則と地域総合性の原則、さらに機能的分担と協力の原則という三つの柱のもとに、国の事務なり府県の事務、あるいは市町村の事務というものがそれぞれ分担、明確にされていくわけですが、ところが、この基本的な考え方をとつてまいりますと、これはやはり都道府県に行政の総合調整に必要な統合のいわゆる源泉が存在する、こういうたてまえになつております。そして第一次の地方自治体であります市町村に行政の重点を置きなさいということも、原則として示されている。ところが、このような考え方がますますならば、

当然都道府県という第二次的な地方の行政庁が、一つの完全自治体として総合的な調整機能としての役割りを果たしていくという考え方が、基本的に立てられているわけですが、そういう考えから申し上げますならば、これは調査会の第二部会の第四章で書いてあります臨時行政調査会のほうの考え方との間に矛盾点が出てくる。具体的に申し上げますならば、広域行政というものは、国の地方出先機関を強化すべきであるという考え方が、確かに臨調のほうには出てきています。さらに総合行政で縦割り行政の弊害を防がなければならぬ、そのために地方庁といふものを設けてそれによつて処理すべきである、そのためには調整機能を設置する、あるいは地方開発局を設置する、こういうような内容のものが第二部会でも取り上げられておる。さらに、国の出先機関に対する権限を委譲して事務処理ができるようにしなさい、現場第一主義に立つた考え方をとるべきである、こういう基本的な考え方がすでに述べられております。もちろんこれらは冒頭に掲げてありますように、この七人委員会が最終的な意見として打ち出したものではないということが出ておりますから、その点においては内容的には、公務員の問題をめぐりまして、第一部会と第三部会の間に矛盾が生じている点も、そういうような点からくるのだらうと思ふのです。また、統一の見解ということも言えないと思ひますが、しかしながら、あなた方がそういうような考え方を持っておられるので、その考え方に基づいて今回建設省設置法で地方建設局を強化する、あるいは過去において地方農政

局を設置した、そういうような事例がすでに出てくるわけですが、今回の設置法の改正の中にも、いま申し上げましたように、いわゆる地建を強化する考え方として建設省設置法の一部改正等が出てきていることも事実であります。こういうような考え方と、あなた方の考え—それは全部の考え方ではないでしようが、一部にそういうような意見があることは確かに事実です。そういうような臨時行政調査会の意見といふものと、第九次のいわゆる地方制度調査会との総理大臣に対する行政事務再配分に関する答申、この間には基本的な考え方において食い違いがある。そういうような問題点が、二つの立場から答申が出された場合において、どういふ立場に立つて内閣は調整の機能の役割りを果たしていくのかというところが、一番大きな問題になつてくるわけでありま。それについて、山村長官はどういふ立場で、これらの食い違つて出されてくる答申等に対する対処をおやりになるのかという点をお答え願ひたい。

○山村国務大臣 お答え申し上げます。実はまだ正式な答申をいただいておりませんのに、それに対するところの批判は政府といたしましては避けさせていただきたいと存じます。いづれにいたしましても、地方自治を尊重いたしまして総合調整をはかるといふ趣旨のもとに調整をいたしたいつもりでございます。

○村山(憲)委員 地方自治の尊重というものは、だれも言っている。これは首都行政の改革の意見の中にも、地方自治の尊重ということばが出ています。その内容を調べてみると、これは従来われわれが地方自治の尊重という概念よりも別な概念が入っている。というのは、各民主団体の意見を入れた評議会、そういうようなものでやっているのであつて、いわゆる住民が議会に直結して、議会が住民の代表的な機能としての役割りを果たしているという地方公共団体としての性格を、われわれは地方住民のための地方自治の尊重という立場でいままで考えておる。ところが、その概念と蠟山委員会の意見書の原案の中に流れる思想との間には、食い違つたものがある。しかしながら、その前文においては、地方自治の尊重といふことでいづれも規定されておる。また長官が言われたとおりの、地方自治の尊重といふことばで逃げになる。だから、その中身が問題になるわけですが、ただ単に地方自治を尊重するといふだけでは筋が通らないし、一体どうするかさっぱりわけがわからない。だから、もつと説明をしてみたらわなければ困るのです。明快な答弁を願ひます。

○山村国務大臣 先ほど申しましたように、まだ部会段階にありますが問題につきましても、政府といたしまして、これについていろいろと批評がましいことを申し上げることは、失礼であると考えております。したがしまして、どういふ答申がいただけるかわかりませんが、しよせんは結論において違つた答申がまいるとしても、やはり国民のための地方行政の尊重という趣旨につきましても、必ず一貫した思想が貫かれておると思ひます。ちやうど村山議員と山村議員の違いのようなものでありまして、議員としては、結

論においてりつばな国会の運営をした
いということにおいては、同じものが
あると考へておる次第であります。

○村山(喜)委員 私はいまの答弁はど
うも納得しませんが、首都行政改革の
意見をお出しになったいきさつ、これ
はやはり内閣が要請をしたので、緊急
性を考へてそういう意見書をお出しに
なつたものだ。だからその調査会にま
いりまして、この首都の問題について
は緊急性があるから、早急に出しても
らいたい、こういう要請をなされたも
のと思うのでありますが、そうする
と、だれがあなたの方のところに要請に
きたのか。われわれが聞くところによ
りますと、政務次官が見えて要請が
あつたので、それに基づいて出したの
だとかいうような話もありましたが、こ
れは長官がお見えになつたのですか。
そのいきさつをちょっと御説明願いま
す。

○井原(敏)政府委員 事務的な経過で
お答えをしたほうがよろしいと思いま
す。

首都圏行政の問題が差し迫つておる
ということは、道路、交通、住宅、ゼ
ロメートル地帯、公害、その他ごらん
のとおり実情でありまして、放置し
がたいという問題意識といひますか。
そういうものは、七人委員会は発足の
当初から持つておつたわけでありま
すが、ただ、言ふなれば特殊な問題でも
ございまして、初めから部会に振り
当ててやるという体制でのすべり出し
はやらなかつたわけでありまして、一昨
年の秋ごろだつたと思ひますが、地方
制度調査会の小委員会と都政調査会の
答申——都政調査会は都知事の諮問機
関であります、いずれも首都圏問題

についての行政機構なり運営の問題の
答申が出たわけでありまして、そのとき
に、都政調査会の答申と地方制度調査
会の首都圏小委員会の考へ方とに少し
ニュアンスの違いがございまして、時
の行政管理庁長官の川島大臣が、関係
の代表を集められまして懇談をなさつ
たわけでありまして、そこで結論とし
まして、臨時行政調査会あたりがまと
まつた一本のものにして意見を出して
くれればたいへん政府としても扱い
いという趣旨のお話が、七人委員会に
見えましてあつたわけでありまして、そ
れがきっかけとなりまして、急遽特別
部会をつくりまして、嶺山委員を部会
長とする編成をいたしました、この問
題だけは緊急である、また一般的な問
題とちよつと違つたという点で、別個の
検討をいたしまして、したがつて、引
き離して別個に意見を出した、こうい
う経過であります。

○村山(喜)委員 そういふような緊急
性が必要な問題として、当時の川島国
務大臣からの要請に基づいて出され
た。それに基づいて意見書を出した。
意見書を出したのが昨年の八月、それ
を受けて六回の会議を持たれた、明日
さらにこの七回目の合同会議を持たれ
る、こういう話です。ところが、そう
いふような緊急性のあるものが、会議
を持つていつて煮詰めていく場合にお
いて、これは内容をつぶさに検討して
まいりますと、非常に大きな問題をこ
の行政制度改革の内容は含んでい
る、一体日本の今後の行政機構とい
うものは、地域割りを中心にすべきな
か、縦割りと地域割りと調整をどう
いうふうに持つていくべきなのか、総
合開発行政を中心に考へるのか、いろ

いろな問題を含んでいゝるわけなんで
す。そうなつてまいりますと、この問
題の検討を進めていくためには、緊急
性は十分われわれもわかつていますが、内
容的にはきつめて重大な内容がある。
そして、ただ首都行政の改革にとどま
らないで、日本の国政の改革につな
がると見ます。そういういたしますならば、
いま行政全般についての改革の検討を
進められてゐるのが、片一方において
あるわけです。それを六カ月ほど延長
したしまして出されてきた場合に、
その中におけるところの二つの問題点
として、重要な問題であります、取
り上げていかなければならない、こう
いう立場から考へられるとするなら
ば、緊急性あるものとして出されては
おるけれども、事実問題としてそれを
消化していくために、一体全般的な答
申が出ない段階の中で、これがはたし
て実施の段階において可能性があるの
かどうかという点について、私は非常
に問題があると思ひます。その全般
的な中の一環としてこれを取り組んで
いく考へ方をお持ちなのか、緊急性あ
りとして諮問をしたのだから、緊急に
措置して今国会に何らかの法律案でも
出してやるという決意があるのか、こ
の点について承つておきたい。

○山村国務大臣 いただきました答申
は、いずれも国民のために、国家
のためになる答申でございまして、
国家のために、国民のために望ましい
ことであると存じます。しかし、実際
は、おそろくや相当早くできるものも
ございまいし、また同時に、相当
の年月をかけなくちゃできないものも
あると存する次第でございまして、たま

たまこの首都圏の問題が、緊急性あり
といたしまして、非公式ではございま
すが、前長官が参りましてお願いをい
たしましてちよつだいした答申でござ
いまして、初めて行政機構に取り組
みまする試金石でもございまして、
検討いたしてまいりますので、だ
いぶ影響するところが大きいのでござ
いまして、お説のように、縦割り行政の問
題、あるいは総合調整等の問題とのか
ね合いもございまして、明日行革本部
を開いてこの結論を出したいと考へて
おりますが、確かにいま村山委員御
指摘のとおり、全般の問題をちよ
だいしてからでないとなかなか決しか
ねる問題が多分にありますことは、
同感でございまして、いずれにいたしま
しても、結論は明日行革本部を開いて
出したと思ひます。

○村山(喜)委員 明日結論を出す。そ
れは意見書に対する結論を出して、措
置すべきものは措置し、そして全般的
に措置できないものはあとに譲る、こ
ういふことになつてまいりますか。

○山村国務大臣 明日行革本部におき
ましては、私の出します議題は、一応
この首都圏の問題をいたしたいから、
この通常国会を控へまして、この通常
国会にはたして具体的な法案として出
すかどうかという問題まで、これを含
めて検討いたしたいと存する次第で
ございまして、

○村山(喜)委員 見通しはいかがであ
りますか。

○山村国務大臣 おそろくや賢明な村
山委員におかれましては、私の先ほど
来の説明でおわかりのことと存じま
す、やはり全般的な問題とのかね合
いというものが非常に重大な議論になつ

ておりますので、その要素が多分にあ
りますことを率直に申し上げたい。
○村山(喜)委員 この調査会を六カ
月ほど存続を延長するということにな
るわけでありまして、調査会の事務当
局の説明によれば、二カ月で大体見通
しはつくだろう、こういう説明を参議
院段階においてされておりました。
しかしながら、諸般の事情を考へて、
六カ月ほど延長をする、こういうこ
とであります、そういたしますならば、
この首都圏の問題にいたしまし
ても、あるいは行政全般に対す
る問題も考へていかなければなら
ないという立場からいたしますならば、
先ほど出されました第九次の地方
制度調査会の行政事務の再配分に関
する答申の問題にいたしましても、こ
れはすべて一応臨時行政調査会の最終
的な意見書というものが出そろつてこ
なれば、いずれにいたしましても解決
の見通しがつかない、こういうよう
に段階的には考へざるを得ないと思
ひます。というものは、幸いにしてそ
の行政事務の再配分に関する地方制度
調査会の答申の内容のものと、臨時行政
調査会の意見書が一致するようにな
るならば、それはきつめてけつこ
うなことであります、それが食い違
うおそれもあると思ひます。そういう場
合に、いずれをとるか、いずれのほう
を第一義に取り扱いをするのかとい
うことも、当然考へておかなければなら
ないと思ひますが、そういうものを内
閣の調整機能としての役割りを果たし
ていくためには、すべてのものが出そ
ろつたところでこの問題を解決してい
くのだという考へ方に立たなければなら
ないと思ひますが、そうい

きまして総理大臣から答弁がありました。たごとくに、その問題の具体的な成案が出た場合におきましては、一応臨調に御相談を申し上げるというお話がございました。なおまた臨調の会長さんからも、相談があった場合には検討するという答弁があった次第でございます。私どもも行管といたしましては、これは行政組織を管理するというたてまえから、ただいまこの問題について十分に検討いたしております。しかし、御存じのように、この問題は党におきましてはすでに決定いたしておる党議でございます。党議といたしまして実は重要な問題でございますので、これをいずれの観点からいたしましたとしても重要視いたしまして、慎重に検討をいたしておる次第でございます。なおまた、この全般的な臨調の答申をいただきました暁におきましては、もとより田中委員御指摘のごとくに、容易ならぬ

問題でございますので、ひとつ本格的な体制のもとに前向きな姿勢をもって取り組んでまいりたいと思っております。

○田口(誠)委員 たいだいの御答弁で了解をいたしましたと思っております。

そこで、いま村山委員のほうからいろいろと質問をいたしておたわけですが、いずれにいたしても、公社、公団あるいは審議会、調査会、委員会というものが非常に多くあるわけでございます。その中には有名無実のものもあるわけでございます。この点はしばしば私どもが質問の中で要望を申し上げておるわけでございますけれども、中に内容的に同じようなものは統合されたり廃止したりしておりますが、まだまだ私どもが見ましても整理を要するものが相当にあるように考えております。したがって、なお答申そのものがどの程度生かされておるかという点については、私どもの調査をした段階においては非常に問題もございまして、それから他の方面からこういう点の指摘も大いにあるわけでございます。これは直接に監査委員会等からの意見も出ておるようなわけでございます。今後こういうものに對して、どの程度の認識の上に立つて処理をされようとするか、また運営の妙を発揮されようとするか、この点ひとつお聞きいたしておきたいと思っております。

○井原(敏)政府委員 七人委員の一人であります太田委員は、この問題の担当でございますが、公社、公団の検討を進めておりますが、その中には、いま仰せになりました整理統合の問題もむろん含まれるかと思っておりますけれども、いま中心に考えておりますのは、

は、こういうものをつくりまして、政府の統制監督の問題——せっかく独立採算なり、そういう趣旨で本来の行政から切り離してつくって見たいものの、あまり統制がきびしいとつくった意味がなくなりますので、そういうものに対する監督、なにか予算の關係での統制等について、中心に検討しておるわけでございます。それからいろいろものが年々新設されるわけでありますが、そういうものについては、なろうことなら設立の基準といえますか、目安というようなものも、調査会の改革意見の中に織り込まれたらというところで、太田委員がいま鋭意検討を進められておる段階でございます。

○田口(誠)委員 たいだいの御答弁の内容でございますが、臨調のほうでもこの点を取り上げるべく試案を検討中というところでありますが、これはやはり延長期間のうちにこの点がつかまぬか。

○井原(敏)政府委員 太田委員は、その目途で一生懸命やっておられると思っております。

○田口(誠)委員 答弁はそういう答弁になろうと思っておりますが、くどいようでございますけれども、この審議会、委員会、調査会、協議会等については、これは太田委員でございまして、別のところで、いま御指摘になりましたような資料は、行政管理局に実は相当あるわけでありまして、その資料の提供等、あるいは調査会の協力も得まして、そういうもののほんとうのあるべき姿というところは、当然改革意見の中に言及されるものと認めます。

○田口(誠)委員 公社、公団の關係は、予算の面と相當に關係があるので、これはそれぞれ各省に關係があるものでありますので、予算編成をする場合に、そうした關係の連携というふうなことは、從來なされておるのかどうかということ、そしてそういう点の必要性を考慮しておられないか、これをひとつ伺います。

○井原(敏)政府委員 これは委員会において各委員が事項を分担してやっておる具体的な調査の中身になりますので、私こまかい御説明なり状況のあれがでないわけでありまして、ただ、いまおっしゃいました問題は、実は公団や公団をつくりまして、主管の省と大蔵省の予算編成の關係、これが公社、公団を中心にして考えますと、相当錯綜しておるわけでございます。そういう問題については、極力こういうものは独立採算なり自主性を特たせるために行政から切り離した趣旨が生かされるように、そういう配慮で太田班では検討が進んでおるように聞いております。

○田口(誠)委員 ところで、これはこの臨調をつくるに際しても政府の答弁の中に

にありましたように、現在各省間においてそれぞれ行政の組織を持っておりまうけれども、非常にセクト主義におちいっておるから、こういう点は正もしなくてはならない、こういう理由もあつたわけですね。したがって、いまの公社、公団の關係も、やはり関連省がそうした面を大きく打ち出して、予算要求のときにいろいろと努力し合つておるわけですね。だから、どこかでやはりこういうものの取りまとめをするようなことをやらなければならぬ。

○田口(誠)委員 受田新吉君。受田委員 私は、山村長官と佐藤会長さんとお二人に二つ問題を出して、簡潔にお答えを願いたいと思つて、一つは、この前總理にもちよつと伺つたわけでございますが、調査会の答申が出るに先立つてすでに国家公務員法の改正案等を国会へお出しになっております。この国家公務員法の改正案の骨子を見ますと、人事院を骨格にしまして、總理府に人事局を設けて、人事管理行政を一本化しようとしておられるわけですね。このことは人事行政上の基本的な大問題なわけです。これをすでに法案をお出しになって、国会の通過をはかりうとされておるわけでございますが、今度、人事院の機構及び人事行政の根本問題に對して、佐藤会長さんの主宰されるこの臨時行政調査会が、人事院機構は存置すべきである、こういう答を出されたときに、この国家公務員法の改正が成立されておつたとして、この答申を尊重して、またもとへこれを復元するといふことがあり得るかどうか。人事行政に關する限りは、政府の既定方針に基づいて、たとえ臨

調をつくるに際しても政府の答弁の中

にありましたように、現在各省間においてそれぞれ行政の組織を持っておりまうけれども、非常にセクト主義におちいっておるから、こういう点は正もしなくてはならない、こういう理由もあつたわけですね。したがって、いまの公社、公団の關係も、やはり関連省がそうした面を大きく打ち出して、予算要求のときにいろいろと努力し合つておるわけですね。だから、どこかでやはりこういうものの取りまとめをするようなことをやらなければならぬ。

○田口(誠)委員 受田新吉君。受田委員 私は、山村長官と佐藤会長さんとお二人に二つ問題を出して、簡潔にお答えを願いたいと思つて、一つは、この前總理にもちよつと伺つたわけでございますが、調査会の答申が出るに先立つてすでに国家公務員法の改正案等を国会へお出しになっております。この国家公務員法の改正案の骨子を見ますと、人事院を骨格にしまして、總理府に人事局を設けて、人事管理行政を一本化しようとしておられるわけですね。このことは人事行政上の基本的な大問題なわけです。これをすでに法案をお出しになって、国会の通過をはかりうとされておるわけでございますが、今度、人事院の機構及び人事行政の根本問題に對して、佐藤会長さんの主宰されるこの臨時行政調査会が、人事院機構は存置すべきである、こういう答を出されたときに、この国家公務員法の改正が成立されておつたとして、この答申を尊重して、またもとへこれを復元するといふことがあり得るかどうか。人事行政に關する限りは、政府の既定方針に基づいて、たとえ臨

調をつくるに際しても政府の答弁の中

時行政調査会がどのような答申をしようにとも、曲げるものではないというお考えなのか、お答えを願いたいと思います。

○山村国務大臣 人事院の改組の問題につきましては、これは数年前からの問題でございます。臨時行政調査会が発足する前から懸案になっておる問題でございます。したがって、今回一応ILO関係として提案いたしました理由もそこにある次第でございますが、いずれにしても、臨調の答申といふものは十分尊重するつもりでございますから、臨調の答申が出てまいりました暁において善処いたしたいつもりでございます。

○受田委員 そうしますと、この法律案の審議を要望されておるわけですが、政府の要望どおりにこの国家公務員法が通過しても、臨調からの答申が出れば、その答申の線に従うように措置をする、こういうお答えでございすか。誤解がないように、はっきりお答えを願いたいと思います。

○山村国務大臣 誤解がないようにお答え申し上げます。

すでに先ほど申し上げましたように、この人事局の問題につきましては、政府から提案をいたしております。この成立は政府といたしまして望む次第でございます。なお、その後に引き続き臨調がどういふ答申を出されるかわかりませんが、出ました答申は十分尊重するということをはっきり申し上げる次第でございます。

○受田委員 ただ、人事院が改組されて人事局ができた、またこれを人事院に復元するというような機構の大変革を軽々しくやることは、可能ですか、どうですか、お答えを願いたい。

○山村国務大臣 決して機嫌いじりを軽々しくやるつもりはございませんが、いずれにいたしまして、臨調の答申は十分尊重する精神であること、はつきり誠意を持ってお答え申し上げます。

○受田委員 佐藤会長さん、あなたにひとつ信念を持ってお答え願いたいのですが、あなたの調査会が二つの専門部会にわかれて、行政の総合調整の面と公務員の問題と、両面からこの大事な人事行政に関する問題に取組んでおられます。この御熱意に対して、政府がすでに国家公務員法の改正という、あなたのほうで一番大事な問題にしていることを取り上げているわけでございますが、そういうことにおかまひなく、自信と勇気を持って答えてお出しなれば、そしてこれを尊重せようとしておられるかどうか、お答え願います。

○佐藤説明員 いま、専門部会のほうから、人事関係につきまして調査の報告がきております。調整を要する段階でありますので、目下委員のほうで検討しているわけでありまして、政府の態度いかにかわからず、き然たる態度でもってやるつもりであるかどうかというお話でございますが、もちろんそのつもりでおるわけでございます。

○受田委員 この重要事項については、全会一致という方針を申し合わせしておられるようです。大綱に關し一人の反対委員があつたならば、答申は成立しないと了解してよろしゅうございすか。

○佐藤説明員 私どもは、原則として全会一致という申し合わせをしておりますので、私は委員の全部がそういう気持ちであれば、全会一致でなければできないと思ひます。

○受田委員 このことは大事なことで、すから、ひとつはつきりしていただきたいのですが、大綱に關する全会一致の答申以外の答申はあり得ないといわれれば了解してよろしいかどうかを申し上げておるわけですか。

○佐藤説明員 そういう意味ではございませんので、委員の全員がぜひこれは全会一致にしたいと言へばそうなりますし、またその場合の委員の考えが、せつかく七人のうち六人までが賛成で一人が御反対で、その一人も少数意見として出すことは差しつかえないと言つたならば、そういう結果に出ることもあります。

○受田委員 会長としては全会一致を要望しておられる、やむを得ない場合には少数意見を付して多数決答申ということもあり得る、この二つの考え方で答申が予想されると了解してよろしゅうございすね。

○佐藤説明員 よろしゅうございす。

○受田委員 長官の一時からの用に間に合わせるようにおしまいにします。私の懸念しておることは、この基本的な臨時行政調査会のせつかくの御審議の結論が、政府によつて曲げられるようなことがあつてはならないし、また、臨調の当事者といつたしまして、調査会の目的に合致するようなことをやつていかれるということも、私は一応了解します。ただ、私がおそれますことは、歴史的に見て、行政改革

はなかなか容易でないわざであるといふこと、したがつて、山村長官が内閣を率いるようなよほどの決意を持つて、担当大臣として——たとえ池田さんがこの答申が出たころにおやめになつておられて、新しい首班ができておつたとしても、その首班は、当然内閣総理大臣としてこの法律の執行に注意をしなければならぬと思うのです。その意味において、従来にならぬ大規模な調査会に御苦勞をおかけし、答申が出た場合は、徹底的な形でこれを実施していただきたい。要望を申し上げます。

○山村国務大臣 お答え申し上げます。

いろいろと行革に対する御激励、ありがとうございます。確かに行政改革という問題は容易ならぬ問題でございますが、これは受田委員の御激励にこたへまして、私も政治生命をかけて今後ともがんばつてまいります。(拍手)

○徳安委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○徳安委員長 これより討論に入るのではありませんが、別に申し出もございせんので、直ちに採決に入ります。

臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案について採決をいたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○徳安委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に關する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一

任願したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○徳安委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○徳安委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は、来たる四月二日午前十時理事會、十時半委員會を開會することとし、これにて散會いたします。

午後一時一分散會